

令和2年3月2日
千葉県信用保証協会

**令和2年新型コロナウイルス感染症に関する
「経営安定関連保証（SN4号）」の取扱い開始について**

この度の令和2年新型コロナウイルス感染症で罹患された皆さま、およびこの影響でご苦労されている関係者の皆さまに対し、心よりお見舞い申し上げます。

さて、令和2年3月2日付け経済産業省告示第36号により中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による災害その他の突発的に生じた事由に「令和2年新型コロナウイルス感染症」が指定されたことに伴い、協会制度の「経営安定関連保証（SN4号）」の取扱いを開始しますので、お知らせいたします。

なお、2月14日より取扱いを開始している「緊急短期資金保証（新型コロナウイルス）」と併せて利用することが可能です。

記

制度名	経営安定関連保証（SN4号）（令和2年新型コロナウイルス感染症）
対象者	市区町村長から「特定中小企業者」の認定を受けた方
資金使途	運転資金および設備資金
必要書類	市区町村長（※1）の認定書 ※2
保証限度額	2億8,000万円以内（組合4億8,000万円以内）※3
保証期間	運転資金10年以内（据置1年含む）、設備資金15年以内（据置1年含む）
返済方法	原則として、分割返済
融資利率	金融機関所定利率
保証料率	年0.80% ※会計参与設置会社の場合は0.1%の割引があります。
責任共有	責任共有対象外
担保	必要に応じ
保証人	原則、法人代表者のみ
指定期間	令和2年2月18日（火）～令和2年6月1日（月）※4
申込先	最寄りの取扱金融機関

※1 告示にて指定された地域

全ての都道府県が指定されています。

※2 認定基準

①指定地域で1年以上継続し事業を行っている

②令和2年新型コロナウイルス感染症に影響を受け、最近1ヵ月の売上高が前年同月比で20%以上減少し、かつ、その後、2ヵ月を含む3ヵ月間の売上高が前年同月比で20%以上減少することが見込まれること

※3 保証限度額は令和元年台風第15号等による経営安定関連保証（SN4号）を含む経営安定関連保証（SN1～8号）の合算になります。

※4 指定期間内に市区町村へ申請を行い、発行された認定書の有効期間内に金融機関または保証協会へ申込みを行うことが必要です。

なお、令和2年新型コロナウイルス感染症の影響による資金繰りや経営に関するご相談も承りますので、下記のご相談窓口までお問合せください。

【ご相談窓口（経営相談窓口）】

本店 Tel 043-221-8111

松戸支店 Tel 047-365-6010

<お問い合わせ>
千葉県信用保証協会
業務企画課 高島・菅野
Tel 043-221-8185